

## 佐賀県次代へつなく森林再生事業補助金交付要綱

平成 30 年 5 月 23 日 林業第 3 5 9 号 制定

令和 3 年 4 月 19 日 林業第 1 5 4 号 改正

### (趣旨)

第 1 条 知事は、荒廃森林及び間伐が実施されず荒廃する恐れのある森林において、森林所有者等による間伐等を促進し、森林の荒廃を防止するため、別表 1 の事業主体（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県造林補助金交付要綱（昭和 5 3 年 1 2 月 2 0 日 佐賀県告示第 8 6 7 号。以下「造林事業補助金交付要綱」という。） 佐賀県補助金等交付規則（昭和 5 3 年佐賀県規則第 1 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第 2 条 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- ( 1 ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ( 2 ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ( 3 ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - ( 4 ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ( 5 ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ( 6 ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ( 7 ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 第 1 項の補助事業者は、前項の（ 2 ）から（ 7 ）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

### (交付の対象経費及び補助率)

第 3 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表 1 のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

- 3 第 1 項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は 1 部とする。
- 4 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60 日とする。

（補助金の交付申請及び受領の委任等）

第 5 条 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。

- 2 補助金の申請及び受領の委任を受けた者（以下、「代理人」という。）は、事業主体に代って補助金の交付申請及び受領を行うものとする。
- 3 前 1 項の規定により代理人が補助金交付申請をするときは、補助金交付申請書に前条第 1 項に掲げる書類のほか委任状（様式第 2 号）の写しを添付して行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第 6 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 2 規則、この要綱及び造林事業補助金交付要綱の規定に従うこと。
- 3 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 9 日付け）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として 2 人以上の者から見積書を徴すること。  
なお、単一の随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。  
ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上 2 人以上の者から見積書を徴することができないとき。  
イ 一件の購入予定金額が 10 万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みがあるとき。
- 4 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。
- 5 規則第 22 条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納入させることがある。
- 6 知事は、補助事業者が第 2 条に該当することが判明したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部、又は一部を取り消すことができる。
- 7 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 8 補助事業の完了年度から起算して 5 年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用

する行為（当該補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は、当該補助事業の施行地における立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、様式第3号により、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。

- 9 前6項から前8項及び造林事業補助金交付要綱第5条第7項に該当する場合は、それぞれに補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、前記によりがたい場合には、知事に協議することができる。

（竣工検査及び補助金の査定）

第7条 知事は、間伐又は再造林等を完了し、補助金の交付を受けようとする者から補助金交付申請の提出があったときは、竣工検査を行い、補助金の査定を行う。

（補助金の交付決定等）

第8条 知事は、補助金査定の結果に基づいて、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

- 2 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の交付決定及び額の確定を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第4条第2項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

（書類の経由）

第10条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。ただし、第9条に規定する補助金交付請求は、所轄農林事務所を経由しないものとする。

（補足）

第11条 佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業区分	事業主体	対象経費	補助率
1 間伐タイプ (1)条件不利地対策           (2)自力等対策	造林事業補助金交付要綱第2条第1項別表に定める事業主体。ただし市町を除く。           造林事業補助金交付要綱第2条第1項別表に定める事業主体。ただし市町を除く。	別表2に掲げる事業を行うのに要する経費           別表2に掲げる事業を行うのに要する経費	定額 (268千円/haから造林事業で交付される補助金を差し引いた額)           切捨間伐 68%以内 搬出間伐 68%以内 森林作業道の開設・改良 85%以内 ただし、事業費は造林事業標準単価及び間接費の率を用いて算出された標準経費とする。 なお、造林事業標準単価及び間接費の率については、佐賀県造林事業実施要領第6の規定を準用する。
2 皆伐タイプ 再造林対策	造林事業補助金交付要綱第2条第1項別表に定める事業主体。ただし市町を除く。	別表2に掲げる事業を行うのに要する経費	再造林 22%以内 下刈 32%以内 ただし、事業費は造林事業標準単価及び間接費の率を用いて算出された標準経費とする。 なお、造林事業標準単価及び間接費の率については、佐賀県造林事業実施要領第6の規定を準用する。

別表 2

事業区分	事業種目	工種	単位	
1 間伐タイプ	(1)条件不利地対策	・ 搬出間伐	施行地	ha m <sup>3</sup>
	(2)自力等対策	・ 切捨間伐 ・ 搬出間伐 ・ 森林作業道の開設・改良	施行地 路線	ha m <sup>3</sup> m
2 皆伐タイプ	再造林対策	・ 再造林 ・ 下刈	施行地	ha

様式第1号

番 号  
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所  
氏名

年度佐賀県次代へつなく森林再生事業補助金交付申請書

〇〇 年度において、下記のとおり佐賀県次代へつなく森林再生事業を完了したので、補助金を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県次代へつなく森林再生事業補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助金交付申請内訳書 別記のとおり
- 3 事業の効果

(注) 第5条第1項の規定により代理人が補助金交付申請を行う場合は、様式第2号「委任状」を添付すること。

## 委 任 状

年 月 日

私は、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、次の 1 の事項を委任します。

- 1 ○○ 年度次代へつなく森林再生事業補助金の交付申請及び受領に関すること。
- 2 次代へつなく森林再生事業計画承認申請書に関すること。

(代理人の名称) \_\_\_\_\_ 様

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

2 申請番号

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

注) 1 番号は、申請書(次代へつなく森林再生事業補助金交付申請内訳書)の番号と一致させること。

2 住所、氏名は自筆とすること。

## 次代へつなく森林再生事業施行地転用届

第 号  
年 月 日

佐賀県知事 様

住所  
氏名(自署)

下記のとおり次代へつなく森林再生事業施行地を転用したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県次代へつなく森林再生事業補助金交付要綱の規定により届け出ます。

造林地	面積	補助金交付 決定年月日 番 号	補助金受領額	左の施行地の うち転用した い林地面積	転用の理由
		年 月 日 第 号	円		



第 年 月 日 号

佐賀県知事 様

補助事業者 住所  
氏名

〇〇 年度佐賀県次代へつなく森林再生事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定通知があった〇  
〇 年度佐賀県次代へつなく森林再生事業補助金について、佐賀県次代へつなく森林再生事業  
補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 佐賀県補助金等交付規則第 1 3 条の<br>補助金の額の確定額<br>(〇〇 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る<br>消費税等相当額                                  | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定<br>した仕入れに係る消費税等相当額                          | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額   | 金 | 円 |

(注)別紙 1「〇〇 年度佐賀県次代へつなく森林再生事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相  
当額集計表」及びその他参考資料を添付すること。

様式第5号

番 号  
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所  
氏名

佐賀県次代へつなく森林再生事業補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定及び額の確定通知があった佐賀県次代へつなく森林再生事業補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県次代へつなく森林再生事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

金融機関  
口座番号  
口座名義

## 〇〇 年度佐賀県次代へつなく森林再生事業補助金仕入れに係る消費税等相当額集計表

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	補助率	仕入れに係る消費税等相当額	消費税確定未確定	備考
		円	円		円		円		
合 計									

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載すること。
- 2 「課税方式」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にとっては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にとっては「簡易課税」、その他の事業者にとっては「課税」と記入すること。
- 3 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 4 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。
- 5 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。